



『インフルエンザが流行期入り』しましたので注意願います！

県内のインフルエンザ定点医療機関（32 医療機関）の平成 26 年第 48 週（平成 26 年 11 月 24 日～平成 26 年 11 月 30 日）における 1 定点当たりのインフルエンザ患者数が、流行開始の指標である 1.00 人となりました。全国では、病原ウイルスとして A 香港型（AH3 亜型）ウイルスの検出割合が高くなっています。これから寒さがますます厳しくなり、**流行の拡大**が予想されますので、インフルエンザ予防対策を徹底しましょう。

★インフルエンザの予防対策…手洗い、適度の湿度保持（50～60%）、人込みを避ける、予防接種など。

★インフルエンザにかかったら…自分の体を守り、他の人にうつさないように。

【詳細はこちら】

⇒ 福井県庁 HP 「インフルエンザの予防について」
<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobousessyu/influenza2.html>

⇒ 厚生労働省 HP インフルエンザ（総合ページ）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/index.html



高病原性鳥インフルエンザ情報

野鳥等における鳥インフルエンザウイルスは、県内での発生は確認されていませんが、国内で複数箇所発生しているため、監視を強化中です。高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）については、H26 年 11 月 13 日にウイルスが検出されて以降これまでのところ、国内でのヒトへの感染は確認されていませんが、野鳥からの感染防止のために、次のとおり注意喚起しています。

- 死亡野鳥に素手で触らない
- 野鳥のいる公園等に行った際は、糞を踏まない
- 野鳥の排泄物等に触れた後には、手洗い、うがいをする

野鳥の不審な死亡を発見した場合の連絡先 ⇒ 自然環境課 0776-20-0306、海浜自然センター0770-46-1101

当センターまたは市町でも相談、問合せを受け付けています。

※福井県 HP 高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) : (<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaho/toriinfluenza.html>)

※環境省 HP 高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報 : (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

※環境省 HP 野鳥との接し方について : (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)

＜お知らせ＞ 平成 27 年 1 月 1 日から難病の方への新たな医療費助成制度が始まります。

1. 医療費助成の対象疾病（指定難病）が、**110 疾病に拡大**されます。
2. 医療費の自己負担割合が **3 割から 2 割**に軽減されます。

所得に応じ、自己負担額の限度額がこれまでの制度から変わります。

* 詳細は当センターにお問合せください *

福井県感染症発生動向調査速報

第 45 週 H26 年 11 月 3 日～ 第 48 週 H26 年 11 月 30 日

2 類: 結核 6 名(1 名)

3 類: 腸管出血性大腸菌感染症 1 名(0 名)

4 類: レジオネラ症 1 名(0 名)

5 類: 侵襲性肺炎球菌感染症 3 名(0 名)

カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 1 名(0 名)

後天性免疫不全症候群 1 名(0 名)

[発信者] 若狭健康福祉センター
 (若狭保健所)

地域保健課 辻・宮下

TEL : 0770-52-1300 FAX: 0770-52-1058

メール: w-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp

※御意見・御感想をお待ちしています。